

大阪市水道事業管理規程第8号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（節名を含む。以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第1章・第2章 略]</p> <p>第3章 手当</p> <p>[第1節～第7節 略]</p> <p><u>第8節 在宅勤務等手当（第22条の2）</u></p> <p><u>第9節～第14節</u> [略]</p> <p>[第4章～第6章 略]</p> <p>附則</p> <p>（計算期間及び支給日）</p> <p>第3条 給与（通勤手当を除く。）は、大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定めるものを除き、月の初日から末日までを計算期間とし、特別の事情がない限り、給料、扶養手当、地域手当、<u>住居手当、单身赴任手当及び在宅勤務等手当</u>については、その月の支給日に、管理職</p>	<p>目次</p> <p>[第1章・第2章 同左]</p> <p>第3章 手当</p> <p>[第1節～第7節 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第8節～第13節</u> [同左]</p> <p>[第4章～第6章 同左]</p> <p>附則</p> <p>（計算期間及び支給日）</p> <p>第3条 給与（通勤手当を除く。）は、大阪市水道局長（以下「局長」という。）が定めるものを除き、月の初日から末日までを計算期間とし、特別の事情がない限り、給料、扶養手当、地域手当、<u>住居手当及び单身赴任手当</u>については、その月の支給日に、管理職手当、初任給調整</p>

手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当については、翌月の支給日に支給する。

[2～5 略]

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 職員の職務の級及び号給は、別に管理規程で定める基準に従い決定する。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当については、翌月の支給日に支給する。

[2～5 同左]

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 職員の職務の級は、別に管理規程で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に管理規程で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に管理規程で定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、別に管理規程で定める日に、その者の勤務成績に応じて行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給調査対象期間（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前年度の4月2日以後に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）

[削る]

第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分に属するものとされた者について、4号給とすることを標準として別に管理規程で定める基準に従い算定した号給数（以下「基準昇給号給数」という。）に、次項及び第7項に定めるところによる調整を行い、決定するものとする。

6 昇給調査対象期間の全部を勤務した職員の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間（昇給させる年度の前々年度の4月1日から3月31日までの期間（昇給させる年度の前々年度の4月2日以後に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から当該年度の3月31日までの期間）をいう。以下同じ。）における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第1区分又は第2区分に属するものとされた職員（昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間に、新たに採用された職員（以下「前年度新規採用職員」という。）を除く。） 昇給させる年度の前年度の昇給に係る基準昇給号給数（以下「前年度昇給基準昇給号給数」という。）から4（昇給させる年度の前々年度の

4月2日以後に新たに職員となつた者で別に管理規程で定めるものにあつては、他の職員との均衡を考慮して別に管理規程で定める数（以下「基準調整数」という。）を減じて得た数を基準昇給号給数から減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）に相当する号給数

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準昇給号給数に基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新

[削る]

規採用職員を除く。) 基準昇給号給
数に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者 基準
昇給号給数に相当する号給数

7 前項の規定にかかわらず、昇給させる
年度に属するいずれかの日に56歳に達す
ることとなる昇給調査対象期間の全部を
勤務した職員であつて当該昇給調査対象
期間における大阪市職員基本条例第18条
第1項の規定により局長が行う人事評価
において同条第2項の表の左欄に掲げる
区分のうち第1区分又は第2区分に属す
るものとされた者の昇給の号給数は、次
の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該
各号に定める号給数とする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大
阪市職員基本条例第18条第1項の規定
により局長が行う人事評価において同
条第2項の表の左欄に掲げる区分のう
ち第1区分又は第2区分に属するもの
とされた職員（前年度新規採用職員を
除く。） 0号給

(2) 前年度昇給調査対象期間における大
阪市職員基本条例第18条第1項の規定
により局長が行う人事評価において同
条第2項の表の左欄に掲げる区分のう
ち第4区分又は第5区分に属するもの
とされた職員（前年度新規採用職員及
び次号に掲げる職員を除く。） 基準
昇給号給数を4で除して得た数（1未
満の端数があるときは、これを切り捨
てた数）に相当する号給数に基準調整

数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数を加えて得た数に相当する号給数

(3) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

(4) 前3号に掲げる職員以外の者基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数

8 第5項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳に達することとなる昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げ

[削る]

る区分のうち第3区分、第4区分又は第5区分に属するものとされた者を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第4区分又は第5区分に属するものとされた職員（前年度新規採用職員及び次号に掲げる職員を除く。） 基準調整数から前年度昇給基準昇給号給数を減じて得た数に相当する号給数を当該職員の昇給の号給数とする。

(2) 前年度昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により局長が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第5区分に属するものとされた職員であり、かつ、前年度昇給調査対象期間において法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員その他当該人事評価の結果及び前年度昇給調査対象期間における欠勤（やむを得ない事由によるものとして局長が定める欠勤を除く。）の日数を考慮して前号に定める号給数とすることが適当でないと局長が認める職員（前年度新規採用職員を除く。） 0号給を当該

職員の昇給の号給数とする。

- (3) 前号に掲げる職員以外の者 0号給を当該職員の昇級の号給数とする。

[削る]

9 第5項及び前項の規定にかかわらず、昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間にその職務の級が1の職務の級から他の職務の級に移った職員を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との均衡を考慮して別に管理規程で定めるところにより決定するものとする。

[削る]

10 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて昇給調査対象期間に任期付職員（法第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）から引き続いて任期付職員として採用された者（同種の任期付職員に引き続いて採用されたと局長が認める者に限る。）又は前年度昇給調査対象期間の全部を勤務した職員であつて昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に次に掲げる者となり、当該期間内に当該者から引き続いて職員となつた者であるものを

第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第10条に規定する退職派遣者

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員

(3) 本市が設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員又は職員

(4) 本市と国、他の地方公共団体又は国立大学法人との相互了解の下に行われる計画的な人事交流により国家公務員又は当該地方公共団体若しくは当該国立大学法人の職員となつた者

[削る]

11 第5項及び前2項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に57歳以上の年齢に達することとなる職員であつて昇給調査対象期間の全部を勤務した者の昇給は、当該昇給調査対象期間における大阪市職員基本条例第18条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において当該職員が属するものとされた同条第2項の表の左欄に掲げる区分が第1区分又は第2区分である場合に限

	<p>り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、基準昇給号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>12</u> 第4項、第5項及び第8項から前項までの規定によるもののほか、市規則及び局長が定める事由により表彰を行った職員については、局長が定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>13</u> 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給（大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程（平成19年大阪市水道事業管理規程第9号）別表第2に規定する部門統括の職にある職員にあつては、水道局企業職給料表(2)の3級の51号給）を超えて行うことができない。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>14</u> 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>15</u> 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に管理規程で定める。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>16</u> 休職を命ぜられた職員が復職したときその他他の職員との均衡上必要があると認められるときは、別に管理規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p>
<p><u>2</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再</p>	<p><u>17</u> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再</p>

任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員が属する職務の級に応じた額に、算出率(その者の1週間当たりの勤務時間を大阪市水道局職員就業規程(平成5年大阪市水道事業管理規程第3号。以下「就業規程」という。)第3条第1項に規定する1週間の勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)とする。

[削る]

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第1項の規定によりその者の受ける号給に応じた額(他の管理規程の規定により号給に応じた額と異なる給料月額が定められている者については、当該給料月額。附則第2項において同じ。)に、算出率を乗じて得た額(その

任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員が属する職務の級に応じた額に、算出率(その者の1週間当たりの勤務時間を大阪市水道局職員就業規程(平成5年大阪市水道事業管理規程第3号。以下「就業規程」という。)第3条第1項に規定する1週間の勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)とする。

18 第2項から第16項までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

19 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額(この規程又は他の管理規程の規定により号給に応じた額と異なる給料月額が定められている者については、当該給料月額。附則第2項において同じ。)に、算出率を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある

額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)とする。

4 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項の規定によりその者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

[削る]

ときはこれを100円に切り上げた額)とする。

20 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

(初任給等の調整)

第6条の2 前条第2項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに給料表の適用を受けることとなる日の前日に職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員であり、かつ、新たに受けることとなる号給の給料月額が別に管理規程で定める額に達しないときは、当該職員の給料月額については、別に管理規程で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前条第3項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに受けることとなる号給の給料月額が1の職務の級から他の職務の級に移った日又は1の職から同じ職務の級の初任給の

[削る]

(通勤手当)

第21条 [略]

[2・3 略]

4 第2項第2号の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員に

基準を異にする他の職に移つた日の前日に受けていた給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額については、別に管理規程で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等）

第6条の3 企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるものの号給は、別に管理規程で定める基準に従い決定する。

2 第6条第2項から第16項まで及び前条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(通勤手当)

第21条 [同左]

[2・3 同左]

4 第2項第2号の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）とする。

あつては、その額に100分の50を乗じて
得た額とする。

[(1)・(2) 略]

5 第1項第2号に掲げる職員のうち、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で局長が定めるものに限る。）についての第2項第2号の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

[6 略]

第8節 在宅勤務等手当

(在宅勤務等手当)

第22条の2 条例第7条の3の規定により
支給する在宅勤務等手当の月額は、
3,000円とする。

2 前項に規定するもののほか、支給範囲
その他在宅勤務等手当の支給に関し必要
な事項は、局長が定める。

第9節 超過勤務手当及び深夜手
当

[(1)・(2) 同左]

5 第1項第2号に掲げる職員のうち、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で局長が定めるものに限る。）についての第2項第2号の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）とする。

[6 同左]

[新設]

第8節 超過勤務手当及び深夜手
当

第10節～第13節 [略]

第14節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第28条 [略]

2 前項に定める期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の別に管理規程で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の別に定める事由により所定の勤務日に勤務しなかつた日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で別に管理規程で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 期末手当基礎額に100分の122.5

（別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（別に管理規程で定める職員を除く。以下「課長級以上の職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の68.75（課長級以上の職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額

第9節～第12節 [同左]

第13節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第28条 [同左]

2 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 期末手当基礎額に100分の125

（別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（別に管理規程で定める職員を除く。以下「課長級以上の職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の70（課長級以上の職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額

[3～6 略]

(勤勉手当)

第29条 [略]

[2 略]

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において別に管理規程で定めるところにより定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205 (課長級以上の職員にあつては、100分の245)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5 (課長級以上の職員にあつては、100分の117.5)

[4 略]

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の102.5 (課長級以上の職員にあつては、100分の122.5) を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 (課長級以上の職員にあつては、100分の58.75) を

[3～6 同左]

(勤勉手当)

第29条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の210 (課長級以上の職員にあつては、100分の250)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100 (課長級以上の職員にあつては、100分の120)

[4 同左]

5 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の105 (課長級以上の職員にあつては、100分の125) を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (課長級以上の職員にあつては、100分の60) を乗じ

乗じて得た額

[6・7 略]

(休職者の給与)

第34条 [略]

[2 略]

3 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第35条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

附 則

[1 略]

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員が属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

[3～8 略]

別表第1（第5条関係）

[表 別紙2 挿入]

別表第2（第5条関係）

[表 別紙4 挿入]

て得た額

[6・7 同左]

(休職者の給与)

第34条 [同左]

[2 同左]

3 大阪市職員基本条例第35条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

附 則

[1 同左]

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員が属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

[3～8 同左]

別表第1

[表 別紙1 挿入]

別表第2

[表 別紙3 挿入]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

2 大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年大阪市水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第17項」を「第2項」に改める。

附則第8項を削り、附則第9項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

(大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

3 大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条第12項」を「第6条第2項」に改め、同条第2項中「第6条第12項」を「第6条第2項」に改める。

[別表第1 別紙1]

水道局企業職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	153,400	179,700	234,800	274,600	346,700	379,700	484,100	530,200
	2	154,300	181,400	236,400	276,300	349,100	382,300	492,900	552,200
	3	155,200	183,200	238,000	278,000	351,400	384,800		577,200
	4	156,100	185,000	239,600	279,700	353,700	387,300		
	5	156,900	186,600	241,300	281,300	355,900	389,900		
	6	157,800	188,500	243,000	283,000	358,200	392,500		
	7	158,700	190,400	244,700	284,700	360,500	395,100		
	8	159,600	192,400	246,400	286,400	362,900	397,600		
	9	160,500	194,200	247,900	288,000	365,200	400,100		
	10	161,600	196,100	249,600	289,900	367,500	402,600		
	11	162,700	198,000	251,300	291,800	369,900	405,100		
	12	163,200	200,000	253,000	293,700	372,200	407,600		
	13	164,200	201,800	254,500	295,400	374,500	409,900		
	14	165,200	203,700	256,200	297,300	376,900	412,000		
	15	166,300	205,600	257,900	299,200	379,200	414,100		
	16	167,200	207,600	259,600	301,100	381,500	416,300		
	17	168,100	209,400	261,100	302,800	383,800	418,400		
	18	169,500	211,300	262,800	304,700	386,000	420,200		
	19	170,900	213,300	264,500	306,600	388,300	422,000		
	20	172,400	215,300	266,200	308,500	390,500	423,700		
	21	173,800	217,100	267,700	310,200	392,800	425,400		
	22	175,300	219,000	269,400	312,100	394,700	427,000		
	23	176,800	221,000	271,100	314,000	396,600	428,600		
	24	178,300	223,000	272,800	315,900	398,600	430,200		
25	179,700	224,800	274,300	317,700	400,200	431,800			

26	181,400	226,700	276,000	319,600	401,700	433,200
27	183,100	228,600	277,700	321,500	403,200	434,600
28	184,800	230,600	279,400	323,400	404,800	436,000
29	186,400	232,500	280,900	325,300	406,300	437,400
30	188,200	234,400	282,600	327,300	407,900	438,400
31	190,000	236,300	284,300	329,300	409,400	439,300
32	191,800	238,300	286,000	331,300	410,800	440,200
33	194,200	240,200	287,600	333,100	412,200	441,200
34	195,800	242,200	289,300	335,100	413,500	442,100
35	197,200	244,700	291,000	337,100	414,700	443,000
36	198,700	246,300	292,700	339,100	416,000	443,900
37	200,200	247,900	294,300	341,100	417,200	444,800
38	201,700	249,500	296,000	343,000	418,300	445,700
39	203,200	251,100	297,700	344,800	419,300	446,600
40	204,700	252,800	299,400	346,600	420,300	447,500
41	206,000	254,400	301,000	348,300	421,400	448,400
42	207,400	256,000	302,900	349,400	421,800	449,300
43	208,800	257,600	304,800	350,500	422,300	450,200
44	210,200	259,200	306,700	351,700	422,800	451,100
45	211,700	260,800	308,400	352,800	423,100	451,900
46	213,100	262,400	310,400	353,800		452,800
47	214,500	264,000	312,400	354,800		453,700
48	215,900	265,700	314,400	355,900		454,600
49	217,400	267,200	316,400	356,900		455,400
50	218,600	268,800	318,400	357,900		456,300
51	219,800	270,400	320,400	358,900		457,200
52	221,000	272,000	322,400	359,900		458,100
53	222,200	273,600	324,400	361,000		458,900
54	223,300	275,200	326,400	362,000		459,400
55	224,400	276,800	328,400	363,000		459,900
56	225,500	278,400	330,400	364,000		460,400

57	226,700	279,900	332,400	365,100	460,900		
58	227,600	281,500	334,300	366,100			
59	228,500	283,100	336,200	367,100			
60	229,400	284,700	338,200	368,100			
61	230,300	286,200	340,100	369,100			
62	231,000	287,800	341,600	370,100			
63	231,700	289,400	343,100	371,100			
64	232,400	291,000	344,600	372,200			
65	233,100	292,500	345,900	373,000			
66	233,700	294,100	346,900	373,900			
67	234,300	295,700	347,900	374,800			
68	234,900	297,300	348,900	375,700			
69	235,600	298,800	349,800	376,600			
70	236,200	300,400	350,100	377,100			
71	236,800	302,000	350,400	377,600			
72	237,400	303,600	350,600	378,200			
73	238,000	305,100	350,800	378,700			
74	238,600	306,700	351,100	379,000			
75	239,200	308,300	351,400	379,300			
76	239,800	309,900	351,600	379,600			
77	240,300	311,400	351,800	379,800			
78	240,600			380,100			
79	240,900			380,400			
80	241,100			380,700			
81	241,300			380,900			
82	241,600						
83	241,900						
84	242,100						
85	242,300						
86	242,600						
87	242,900						

	88	243,100							
	89	243,300							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		174,900	229,500	247,200	266,800	295,900	322,800	366,500	415,500

備考

- (1) この表は、事務職員及び技術職員に適用する。
- (2) この表の1級の19号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち別に管理規程で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、191,800円とする。

水道局企業職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>1</u>	<u>153,400</u>	<u>179,700</u>	<u>234,800</u>	<u>274,600</u>	<u>346,700</u>	<u>379,700</u>	<u>484,100</u>	<u>530,200</u>
	<u>2</u>	<u>154,300</u>	<u>181,400</u>	<u>236,400</u>	<u>276,300</u>	<u>349,100</u>	<u>382,300</u>	<u>492,900</u>	<u>552,200</u>
	<u>3</u>	<u>155,200</u>	<u>183,200</u>	<u>238,000</u>	<u>278,000</u>	<u>351,400</u>	<u>384,800</u>		<u>577,200</u>
	<u>4</u>	<u>156,100</u>	<u>185,000</u>	<u>239,600</u>	<u>279,700</u>	<u>353,700</u>	<u>387,300</u>		
	<u>5</u>	<u>156,900</u>	<u>186,600</u>	<u>241,300</u>	<u>281,300</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>		
	<u>6</u>	<u>157,800</u>	<u>188,500</u>	<u>243,000</u>	<u>283,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,500</u>		
	<u>7</u>	<u>158,700</u>	<u>190,400</u>	<u>244,700</u>	<u>284,700</u>	<u>360,500</u>	<u>395,100</u>		
	<u>8</u>	<u>159,600</u>	<u>192,400</u>	<u>246,400</u>	<u>286,400</u>	<u>362,900</u>	<u>397,600</u>		
	<u>9</u>	<u>160,500</u>	<u>194,200</u>	<u>247,900</u>	<u>288,000</u>	<u>365,200</u>	<u>400,100</u>		
	<u>10</u>	<u>161,600</u>	<u>196,100</u>	<u>249,600</u>	<u>289,900</u>	<u>367,500</u>	<u>402,600</u>		
	<u>11</u>	<u>162,700</u>	<u>198,000</u>	<u>251,300</u>	<u>291,800</u>	<u>369,900</u>	<u>405,100</u>		
	<u>12</u>	<u>163,200</u>	<u>200,000</u>	<u>253,000</u>	<u>293,700</u>	<u>372,200</u>	<u>407,600</u>		
	<u>13</u>	<u>164,200</u>	<u>201,800</u>	<u>254,500</u>	<u>295,400</u>	<u>374,500</u>	<u>409,900</u>		
	<u>14</u>	<u>165,200</u>	<u>203,700</u>	<u>256,200</u>	<u>297,300</u>	<u>376,900</u>	<u>412,000</u>		
	<u>15</u>	<u>166,300</u>	<u>205,600</u>	<u>257,900</u>	<u>299,200</u>	<u>379,200</u>	<u>414,100</u>		
	<u>16</u>	<u>167,200</u>	<u>207,600</u>	<u>259,600</u>	<u>301,100</u>	<u>381,500</u>	<u>416,300</u>		
	<u>17</u>	<u>168,100</u>	<u>209,400</u>	<u>261,100</u>	<u>302,800</u>	<u>383,800</u>	<u>418,400</u>		
	<u>18</u>	<u>169,500</u>	<u>211,300</u>	<u>262,800</u>	<u>304,700</u>	<u>386,000</u>	<u>420,200</u>		
	<u>19</u>	<u>170,900</u>	<u>213,300</u>	<u>264,500</u>	<u>306,600</u>	<u>388,300</u>	<u>422,000</u>		
	<u>20</u>	<u>172,400</u>	<u>215,300</u>	<u>266,200</u>	<u>308,500</u>	<u>390,500</u>	<u>423,700</u>		
	<u>21</u>	<u>173,800</u>	<u>217,100</u>	<u>267,700</u>	<u>310,200</u>	<u>392,800</u>	<u>425,400</u>		
	<u>22</u>	<u>175,300</u>	<u>219,000</u>	<u>269,400</u>	<u>312,100</u>	<u>394,700</u>	<u>427,000</u>		
	<u>23</u>	<u>176,800</u>	<u>221,000</u>	<u>271,100</u>	<u>314,000</u>	<u>396,600</u>	<u>428,600</u>		
	<u>24</u>	<u>178,300</u>	<u>223,000</u>	<u>272,800</u>	<u>315,900</u>	<u>398,600</u>	<u>430,200</u>		
<u>25</u>	<u>179,700</u>	<u>224,800</u>	<u>274,300</u>	<u>317,700</u>	<u>400,200</u>	<u>431,800</u>			

<u>26</u>	<u>181,400</u>	<u>226,700</u>	<u>276,000</u>	<u>319,600</u>	<u>401,700</u>	<u>433,200</u>
<u>27</u>	<u>183,100</u>	<u>228,600</u>	<u>277,700</u>	<u>321,500</u>	<u>403,200</u>	<u>434,600</u>
<u>28</u>	<u>184,800</u>	<u>230,600</u>	<u>279,400</u>	<u>323,400</u>	<u>404,800</u>	<u>436,000</u>
<u>29</u>	<u>186,400</u>	<u>232,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,300</u>	<u>406,300</u>	<u>437,400</u>
<u>30</u>	<u>188,200</u>	<u>234,400</u>	<u>282,600</u>	<u>327,300</u>	<u>407,900</u>	<u>438,400</u>
<u>31</u>	<u>190,000</u>	<u>236,300</u>	<u>284,300</u>	<u>329,300</u>	<u>409,400</u>	<u>439,300</u>
<u>32</u>	<u>191,800</u>	<u>238,300</u>	<u>286,000</u>	<u>331,300</u>	<u>410,800</u>	<u>440,200</u>
<u>33</u>	<u>194,200</u>	<u>240,200</u>	<u>287,600</u>	<u>333,100</u>	<u>412,200</u>	<u>441,200</u>
<u>34</u>	<u>195,800</u>	<u>242,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>413,500</u>	<u>442,100</u>
<u>35</u>	<u>197,200</u>	<u>244,700</u>	<u>291,000</u>	<u>337,100</u>	<u>414,700</u>	<u>443,000</u>
<u>36</u>	<u>198,700</u>	<u>246,300</u>	<u>292,700</u>	<u>339,100</u>	<u>416,000</u>	<u>443,900</u>
<u>37</u>	<u>200,200</u>	<u>247,900</u>	<u>294,300</u>	<u>341,100</u>	<u>417,200</u>	<u>444,800</u>
<u>38</u>	<u>201,700</u>	<u>249,500</u>	<u>296,000</u>	<u>343,000</u>	<u>418,300</u>	<u>445,700</u>
<u>39</u>	<u>203,200</u>	<u>251,100</u>	<u>297,700</u>	<u>344,800</u>	<u>419,300</u>	<u>446,600</u>
<u>40</u>	<u>204,700</u>	<u>252,800</u>	<u>299,400</u>	<u>346,600</u>	<u>420,300</u>	<u>447,500</u>
<u>41</u>	<u>206,000</u>	<u>254,400</u>	<u>301,000</u>	<u>348,300</u>	<u>421,400</u>	<u>448,400</u>
<u>42</u>	<u>207,400</u>	<u>256,000</u>	<u>302,900</u>	<u>349,400</u>	<u>421,800</u>	<u>449,300</u>
<u>43</u>	<u>208,800</u>	<u>257,600</u>	<u>304,800</u>	<u>350,500</u>	<u>422,300</u>	<u>450,200</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>259,200</u>	<u>306,700</u>	<u>351,700</u>	<u>422,800</u>	<u>451,100</u>
<u>45</u>	<u>211,700</u>	<u>260,800</u>	<u>308,400</u>	<u>352,800</u>	<u>423,100</u>	<u>451,900</u>
<u>46</u>	<u>213,100</u>	<u>262,400</u>	<u>310,400</u>	<u>353,800</u>	<u>423,400</u>	<u>452,800</u>
<u>47</u>	<u>214,500</u>	<u>264,000</u>	<u>312,400</u>	<u>354,800</u>	<u>423,700</u>	<u>453,700</u>
<u>48</u>	<u>215,900</u>	<u>265,700</u>	<u>314,400</u>	<u>355,900</u>	<u>423,900</u>	<u>454,600</u>
<u>49</u>	<u>217,400</u>	<u>267,200</u>	<u>316,400</u>	<u>356,900</u>	<u>424,100</u>	<u>455,400</u>
<u>50</u>	<u>218,600</u>	<u>268,800</u>	<u>318,400</u>	<u>357,900</u>	<u>424,400</u>	<u>456,300</u>
<u>51</u>	<u>219,800</u>	<u>270,400</u>	<u>320,400</u>	<u>358,900</u>	<u>424,700</u>	<u>457,200</u>
<u>52</u>	<u>221,000</u>	<u>272,000</u>	<u>322,400</u>	<u>359,900</u>	<u>424,900</u>	<u>458,100</u>
<u>53</u>	<u>222,200</u>	<u>273,600</u>	<u>324,400</u>	<u>361,000</u>	<u>425,100</u>	<u>458,900</u>
<u>54</u>	<u>223,300</u>	<u>275,200</u>	<u>326,400</u>	<u>362,000</u>		<u>459,400</u>
<u>55</u>	<u>224,400</u>	<u>276,800</u>	<u>328,400</u>	<u>363,000</u>		<u>459,900</u>
<u>56</u>	<u>225,500</u>	<u>278,400</u>	<u>330,400</u>	<u>364,000</u>		<u>460,400</u>

<u>57</u>	<u>226,700</u>	<u>279,900</u>	<u>332,400</u>	<u>365,100</u>	<u>460,900</u>
<u>58</u>	<u>227,600</u>	<u>281,500</u>	<u>334,300</u>	<u>366,100</u>	<u>461,200</u>
<u>59</u>	<u>228,500</u>	<u>283,100</u>	<u>336,200</u>	<u>367,100</u>	<u>461,500</u>
<u>60</u>	<u>229,400</u>	<u>284,700</u>	<u>338,200</u>	<u>368,100</u>	<u>461,700</u>
<u>61</u>	<u>230,300</u>	<u>286,200</u>	<u>340,100</u>	<u>369,100</u>	<u>461,900</u>
<u>62</u>	<u>231,000</u>	<u>287,800</u>	<u>341,600</u>	<u>370,100</u>	<u>462,200</u>
<u>63</u>	<u>231,700</u>	<u>289,400</u>	<u>343,100</u>	<u>371,100</u>	<u>462,500</u>
<u>64</u>	<u>232,400</u>	<u>291,000</u>	<u>344,600</u>	<u>372,200</u>	<u>462,700</u>
<u>65</u>	<u>233,100</u>	<u>292,500</u>	<u>345,900</u>	<u>373,000</u>	<u>462,900</u>
<u>66</u>	<u>233,700</u>	<u>294,100</u>	<u>346,900</u>	<u>373,900</u>	
<u>67</u>	<u>234,300</u>	<u>295,700</u>	<u>347,900</u>	<u>374,800</u>	
<u>68</u>	<u>234,900</u>	<u>297,300</u>	<u>348,900</u>	<u>375,700</u>	
<u>69</u>	<u>235,600</u>	<u>298,800</u>	<u>349,800</u>	<u>376,600</u>	
<u>70</u>	<u>236,200</u>	<u>300,400</u>	<u>350,100</u>	<u>377,100</u>	
<u>71</u>	<u>236,800</u>	<u>302,000</u>	<u>350,400</u>	<u>377,600</u>	
<u>72</u>	<u>237,400</u>	<u>303,600</u>	<u>350,600</u>	<u>378,200</u>	
<u>73</u>	<u>238,000</u>	<u>305,100</u>	<u>350,800</u>	<u>378,700</u>	
<u>74</u>	<u>238,600</u>	<u>306,700</u>	<u>351,100</u>	<u>379,000</u>	
<u>75</u>	<u>239,200</u>	<u>308,300</u>	<u>351,400</u>	<u>379,300</u>	
<u>76</u>	<u>239,800</u>	<u>309,900</u>	<u>351,600</u>	<u>379,600</u>	
<u>77</u>	<u>240,300</u>	<u>311,400</u>	<u>351,800</u>	<u>379,800</u>	
<u>78</u>	<u>240,600</u>	<u>311,700</u>	<u>352,100</u>	<u>380,100</u>	
<u>79</u>	<u>240,900</u>	<u>312,000</u>	<u>352,400</u>	<u>380,400</u>	
<u>80</u>	<u>241,100</u>	<u>312,200</u>	<u>352,600</u>	<u>380,700</u>	
<u>81</u>	<u>241,300</u>	<u>312,400</u>	<u>352,800</u>	<u>380,900</u>	
<u>82</u>	<u>241,600</u>	<u>312,700</u>	<u>353,100</u>	<u>381,200</u>	
<u>83</u>	<u>241,900</u>	<u>313,000</u>	<u>353,400</u>	<u>381,500</u>	
<u>84</u>	<u>242,100</u>	<u>313,200</u>	<u>353,600</u>	<u>381,700</u>	
<u>85</u>	<u>242,300</u>	<u>313,400</u>	<u>353,800</u>	<u>381,900</u>	
<u>86</u>	<u>242,600</u>			<u>382,200</u>	
<u>87</u>	<u>242,900</u>			<u>382,500</u>	

	<u>88</u>	<u>243,100</u>			<u>382,700</u>				
	<u>89</u>	<u>243,300</u>			<u>382,900</u>				
	<u>90</u>	<u>243,600</u>							
	<u>91</u>	<u>243,900</u>							
	<u>92</u>	<u>244,100</u>							
	<u>93</u>	<u>244,300</u>							
	<u>94</u>	<u>244,600</u>							
	<u>95</u>	<u>244,900</u>							
	<u>96</u>	<u>245,100</u>							
	<u>97</u>	<u>245,300</u>							
<u>定年前 再任用 短時間 勤務職員</u>		<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>	<u>基準給 料月額</u>
		円 <u>174,900</u>	円 <u>229,500</u>	円 <u>247,200</u>	円 <u>266,800</u>	円 <u>295,900</u>	円 <u>322,800</u>	円 <u>366,500</u>	円 <u>415,500</u>

備考

- (1) この表は、事務職員及び技術職員に適用する。
- (2) この表の1級の19号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち別に管理規程で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、191,800円とする。

水道局企業職給料表(2)

職員の区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用	1	143,200	242,900	286,700
短時間勤務職	2	144,100	244,500	288,600
員以外の職員	3	145,100	246,100	290,500
	4	146,000	247,700	292,400
	5	147,000	249,400	294,200
	6	148,000	250,500	296,100
	7	149,000	251,600	298,000
	8	150,000	252,700	299,900
	9	150,800	253,600	301,700
	10	151,800	254,700	303,300
	11	152,800	255,800	304,900
	12	153,900	256,900	306,500
	13	154,700	257,800	308,100
	14	155,700	258,900	309,700
	15	156,700	260,000	311,300
	16	157,700	261,100	312,900
	17	158,800	262,000	314,400
	18	160,000	263,000	316,000
	19	161,200	264,000	317,600
	20	162,400	265,100	319,200
	21	163,500	266,100	320,700
	22	164,700	267,100	322,200
	23	165,900	268,200	323,700
	24	167,100	269,400	325,200
	25	168,300	270,200	326,800

26	169,800	271,200	328,200
27	171,100	272,200	329,600
28	172,500	273,200	331,000
29	173,900	274,300	332,400
30	175,300	275,500	333,700
31	176,700	276,500	335,000
32	178,100	277,600	336,300
33	179,500	278,400	337,600
34	180,800	279,400	338,800
35	182,300	280,400	340,000
36	183,600	281,500	341,200
37	184,800	282,200	342,500
38	186,100	283,000	343,600
39	187,500	283,800	344,700
40	188,800	284,600	345,800
41	190,000	285,500	346,700
42	191,300	286,300	347,600
43	192,600	287,100	348,600
44	194,000	287,900	349,500
45	195,200	288,800	350,200
46	196,300	289,600	351,000
47	197,400	290,400	351,800
48	198,600	291,200	352,600
49	199,600	292,100	353,300
50	200,700	292,900	354,100
51	201,800	293,700	354,900
52	203,000	294,500	355,700
53	204,000	295,400	356,300
54	205,100	296,200	357,000
55	206,200	297,000	357,700
56	207,300	297,800	358,400

57	208,300	298,700	359,000
58	209,400	299,500	359,700
59	210,500	300,300	360,200
60	211,600	301,100	360,800
61	212,500	302,000	361,200
62	213,600	302,800	361,700
63	214,700	303,600	362,200
64	215,800	304,400	362,700
65	216,700	305,300	363,000
66	217,800	306,200	363,400
67	218,900	307,000	363,800
68	220,000	307,800	364,200
69	220,900	308,600	364,500
70	221,900	309,500	
71	222,900	310,300	
72	224,100	311,100	
73	224,800	311,900	
74	225,700	312,800	
75	226,600	313,600	
76	227,600	314,400	
77	228,500	315,100	
78	229,400	315,900	
79	230,400	316,800	
80	231,600	317,600	
81	232,200	318,300	
82	233,100	319,100	
83	234,000	320,000	
84	235,000	320,800	
85	235,800	321,500	
86	236,700	322,300	
87	237,600	323,100	

	88	238,600	324,000
	89	239,400	324,700
	90	240,300	325,500
	91	241,200	326,400
	92	242,200	327,200
	93	243,000	327,900
	94	243,900	328,700
	95	244,800	329,500
	96	245,700	330,300
	97	246,400	330,900
	98	247,200	331,700
	99	248,000	332,500
	100	248,800	333,300
	101	249,400	333,900
	102	250,100	334,600
	103	251,000	335,300
	104	251,800	336,000
	105	252,200	336,800
	106	252,800	337,500
	107	253,300	338,200
	108	253,900	338,900
	109	254,300	339,600
	110	254,700	340,100
	111	255,300	340,600
	112	255,800	341,100
	113	256,300	341,700
	114	256,700	342,100
	115	257,100	342,600
	116	257,500	343,100
	117	257,900	343,500
	118	258,300	

119	258,700
120	259,100
121	259,500
122	259,900
123	260,300
124	260,600
125	261,100
126	261,500
127	261,900
128	262,300
129	262,600
130	263,000
131	263,400
132	263,800
133	264,100
134	264,500
135	264,900
136	265,200
137	265,500
138	265,900
139	266,300
140	266,700
141	266,900
142	267,300
143	267,700
144	268,100
145	268,300
146	268,700
147	269,100
148	269,500
149	269,700

	150	270,100		
	151	270,500		
	152	270,900		
	153	271,100		
	154	271,500		
	155	271,900		
	156	272,300		
	157	272,500		
	158	272,900		
	159	273,300		
	160	273,700		
	161	273,900		
	162	274,300		
	163	274,700		
	164	275,100		
	165	275,300		
	166	275,700		
	167	276,100		
	168	276,500		
	169	276,700		
	170	277,100		
	171	277,500		
	172	277,900		
	173	278,100		
	174	278,500		
	175	278,900		
	176	279,300		
	177	279,400		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 210,100	円 240,500	円 255,100

備考

- (1) この表は、技能職員に適用する。
- (2) この表の3級の52号給から69号給までの号給は、大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程別表第2に規定する所属統括の職にある職員に限り適用する。

水道局企業職給料表(2)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用	1	143,200	242,900	286,700
短時間勤務職	2	144,100	244,500	288,600
員以外の職員	3	145,100	246,100	290,500
	4	146,000	247,700	292,400
	5	147,000	249,400	294,200
	6	148,000	250,500	296,100
	7	149,000	251,600	298,000
	8	150,000	252,700	299,900
	9	150,800	253,600	301,700
	10	151,800	254,700	303,300
	11	152,800	255,800	304,900
	12	153,900	256,900	306,500
	13	154,700	257,800	308,100
	14	155,700	258,900	309,700
	15	156,700	260,000	311,300
	16	157,700	261,100	312,900
	17	158,800	262,000	314,400
	18	160,000	263,000	316,000
	19	161,200	264,000	317,600
	20	162,400	265,100	319,200
	21	163,500	266,100	320,700
	22	164,700	267,100	322,200
	23	165,900	268,200	323,700
	24	167,100	269,400	325,200
	25	168,300	270,200	326,800

<u>26</u>	<u>169,800</u>	<u>271,200</u>	<u>328,200</u>
<u>27</u>	<u>171,100</u>	<u>272,200</u>	<u>329,600</u>
<u>28</u>	<u>172,500</u>	<u>273,200</u>	<u>331,000</u>
<u>29</u>	<u>173,900</u>	<u>274,300</u>	<u>332,400</u>
<u>30</u>	<u>175,300</u>	<u>275,500</u>	<u>333,700</u>
<u>31</u>	<u>176,700</u>	<u>276,500</u>	<u>335,000</u>
<u>32</u>	<u>178,100</u>	<u>277,600</u>	<u>336,300</u>
<u>33</u>	<u>179,500</u>	<u>278,400</u>	<u>337,600</u>
<u>34</u>	<u>180,800</u>	<u>279,400</u>	<u>338,800</u>
<u>35</u>	<u>182,300</u>	<u>280,400</u>	<u>340,000</u>
<u>36</u>	<u>183,600</u>	<u>281,500</u>	<u>341,200</u>
<u>37</u>	<u>184,800</u>	<u>282,200</u>	<u>342,500</u>
<u>38</u>	<u>186,100</u>	<u>283,000</u>	<u>343,600</u>
<u>39</u>	<u>187,500</u>	<u>283,800</u>	<u>344,700</u>
<u>40</u>	<u>188,800</u>	<u>284,600</u>	<u>345,800</u>
<u>41</u>	<u>190,000</u>	<u>285,500</u>	<u>346,700</u>
<u>42</u>	<u>191,300</u>	<u>286,300</u>	<u>347,600</u>
<u>43</u>	<u>192,600</u>	<u>287,100</u>	<u>348,600</u>
<u>44</u>	<u>194,000</u>	<u>287,900</u>	<u>349,500</u>
<u>45</u>	<u>195,200</u>	<u>288,800</u>	<u>350,200</u>
<u>46</u>	<u>196,300</u>	<u>289,600</u>	<u>351,000</u>
<u>47</u>	<u>197,400</u>	<u>290,400</u>	<u>351,800</u>
<u>48</u>	<u>198,600</u>	<u>291,200</u>	<u>352,600</u>
<u>49</u>	<u>199,600</u>	<u>292,100</u>	<u>353,300</u>
<u>50</u>	<u>200,700</u>	<u>292,900</u>	<u>354,100</u>
<u>51</u>	<u>201,800</u>	<u>293,700</u>	<u>354,900</u>
<u>52</u>	<u>203,000</u>	<u>294,500</u>	<u>355,700</u>
<u>53</u>	<u>204,000</u>	<u>295,400</u>	<u>356,300</u>
<u>54</u>	<u>205,100</u>	<u>296,200</u>	<u>357,000</u>
<u>55</u>	<u>206,200</u>	<u>297,000</u>	<u>357,700</u>
<u>56</u>	<u>207,300</u>	<u>297,800</u>	<u>358,400</u>

<u>57</u>	<u>208,300</u>	<u>298,700</u>	<u>359,000</u>
<u>58</u>	<u>209,400</u>	<u>299,500</u>	<u>359,700</u>
<u>59</u>	<u>210,500</u>	<u>300,300</u>	<u>360,200</u>
<u>60</u>	<u>211,600</u>	<u>301,100</u>	<u>360,800</u>
<u>61</u>	<u>212,500</u>	<u>302,000</u>	<u>361,200</u>
<u>62</u>	<u>213,600</u>	<u>302,800</u>	<u>361,700</u>
<u>63</u>	<u>214,700</u>	<u>303,600</u>	<u>362,200</u>
<u>64</u>	<u>215,800</u>	<u>304,400</u>	<u>362,700</u>
<u>65</u>	<u>216,700</u>	<u>305,300</u>	<u>363,000</u>
<u>66</u>	<u>217,800</u>	<u>306,200</u>	<u>363,400</u>
<u>67</u>	<u>218,900</u>	<u>307,000</u>	<u>363,800</u>
<u>68</u>	<u>220,000</u>	<u>307,800</u>	<u>364,200</u>
<u>69</u>	<u>220,900</u>	<u>308,600</u>	<u>364,500</u>
<u>70</u>	<u>221,900</u>	<u>309,500</u>	<u>364,800</u>
<u>71</u>	<u>222,900</u>	<u>310,300</u>	<u>365,100</u>
<u>72</u>	<u>224,100</u>	<u>311,100</u>	<u>365,300</u>
<u>73</u>	<u>224,800</u>	<u>311,900</u>	<u>365,500</u>
<u>74</u>	<u>225,700</u>	<u>312,800</u>	<u>365,800</u>
<u>75</u>	<u>226,600</u>	<u>313,600</u>	<u>366,100</u>
<u>76</u>	<u>227,600</u>	<u>314,400</u>	<u>366,300</u>
<u>77</u>	<u>228,500</u>	<u>315,100</u>	<u>366,500</u>
<u>78</u>	<u>229,400</u>	<u>315,900</u>	
<u>79</u>	<u>230,400</u>	<u>316,800</u>	
<u>80</u>	<u>231,600</u>	<u>317,600</u>	
<u>81</u>	<u>232,200</u>	<u>318,300</u>	
<u>82</u>	<u>233,100</u>	<u>319,100</u>	
<u>83</u>	<u>234,000</u>	<u>320,000</u>	
<u>84</u>	<u>235,000</u>	<u>320,800</u>	
<u>85</u>	<u>235,800</u>	<u>321,500</u>	
<u>86</u>	<u>236,700</u>	<u>322,300</u>	
<u>87</u>	<u>237,600</u>	<u>323,100</u>	

<u>88</u>	<u>238,600</u>	<u>324,000</u>
<u>89</u>	<u>239,400</u>	<u>324,700</u>
<u>90</u>	<u>240,300</u>	<u>325,500</u>
<u>91</u>	<u>241,200</u>	<u>326,400</u>
<u>92</u>	<u>242,200</u>	<u>327,200</u>
<u>93</u>	<u>243,000</u>	<u>327,900</u>
<u>94</u>	<u>243,900</u>	<u>328,700</u>
<u>95</u>	<u>244,800</u>	<u>329,500</u>
<u>96</u>	<u>245,700</u>	<u>330,300</u>
<u>97</u>	<u>246,400</u>	<u>330,900</u>
<u>98</u>	<u>247,200</u>	<u>331,700</u>
<u>99</u>	<u>248,000</u>	<u>332,500</u>
<u>100</u>	<u>248,800</u>	<u>333,300</u>
<u>101</u>	<u>249,400</u>	<u>333,900</u>
<u>102</u>	<u>250,100</u>	<u>334,600</u>
<u>103</u>	<u>251,000</u>	<u>335,300</u>
<u>104</u>	<u>251,800</u>	<u>336,000</u>
<u>105</u>	<u>252,200</u>	<u>336,800</u>
<u>106</u>	<u>252,800</u>	<u>337,500</u>
<u>107</u>	<u>253,300</u>	<u>338,200</u>
<u>108</u>	<u>253,900</u>	<u>338,900</u>
<u>109</u>	<u>254,300</u>	<u>339,600</u>
<u>110</u>	<u>254,700</u>	<u>340,100</u>
<u>111</u>	<u>255,300</u>	<u>340,600</u>
<u>112</u>	<u>255,800</u>	<u>341,100</u>
<u>113</u>	<u>256,300</u>	<u>341,700</u>
<u>114</u>	<u>256,700</u>	<u>342,100</u>
<u>115</u>	<u>257,100</u>	<u>342,600</u>
<u>116</u>	<u>257,500</u>	<u>343,100</u>
<u>117</u>	<u>257,900</u>	<u>343,500</u>
<u>118</u>	<u>258,300</u>	<u>343,800</u>

<u>119</u>	<u>258,700</u>	<u>344,100</u>
<u>120</u>	<u>259,100</u>	<u>344,300</u>
<u>121</u>	<u>259,500</u>	<u>344,500</u>
<u>122</u>	<u>259,900</u>	<u>344,800</u>
<u>123</u>	<u>260,300</u>	<u>345,100</u>
<u>124</u>	<u>260,600</u>	<u>345,300</u>
<u>125</u>	<u>261,100</u>	<u>345,500</u>
<u>126</u>	<u>261,500</u>	
<u>127</u>	<u>261,900</u>	
<u>128</u>	<u>262,300</u>	
<u>129</u>	<u>262,600</u>	
<u>130</u>	<u>263,000</u>	
<u>131</u>	<u>263,400</u>	
<u>132</u>	<u>263,800</u>	
<u>133</u>	<u>264,100</u>	
<u>134</u>	<u>264,500</u>	
<u>135</u>	<u>264,900</u>	
<u>136</u>	<u>265,200</u>	
<u>137</u>	<u>265,500</u>	
<u>138</u>	<u>265,900</u>	
<u>139</u>	<u>266,300</u>	
<u>140</u>	<u>266,700</u>	
<u>141</u>	<u>266,900</u>	
<u>142</u>	<u>267,300</u>	
<u>143</u>	<u>267,700</u>	
<u>144</u>	<u>268,100</u>	
<u>145</u>	<u>268,300</u>	
<u>146</u>	<u>268,700</u>	
<u>147</u>	<u>269,100</u>	
<u>148</u>	<u>269,500</u>	
<u>149</u>	<u>269,700</u>	

<u>150</u>	<u>270,100</u>
<u>151</u>	<u>270,500</u>
<u>152</u>	<u>270,900</u>
<u>153</u>	<u>271,100</u>
<u>154</u>	<u>271,500</u>
<u>155</u>	<u>271,900</u>
<u>156</u>	<u>272,300</u>
<u>157</u>	<u>272,500</u>
<u>158</u>	<u>272,900</u>
<u>159</u>	<u>273,300</u>
<u>160</u>	<u>273,700</u>
<u>161</u>	<u>273,900</u>
<u>162</u>	<u>274,300</u>
<u>163</u>	<u>274,700</u>
<u>164</u>	<u>275,100</u>
<u>165</u>	<u>275,300</u>
<u>166</u>	<u>275,700</u>
<u>167</u>	<u>276,100</u>
<u>168</u>	<u>276,500</u>
<u>169</u>	<u>276,700</u>
<u>170</u>	<u>277,100</u>
<u>171</u>	<u>277,500</u>
<u>172</u>	<u>277,900</u>
<u>173</u>	<u>278,100</u>
<u>174</u>	<u>278,500</u>
<u>175</u>	<u>278,900</u>
<u>176</u>	<u>279,300</u>
<u>177</u>	<u>279,500</u>
<u>178</u>	<u>279,800</u>
<u>179</u>	<u>280,100</u>
<u>180</u>	<u>280,300</u>

	<u>181</u>	<u>280,500</u>		
	<u>182</u>	<u>280,800</u>		
	<u>183</u>	<u>281,100</u>		
	<u>184</u>	<u>281,300</u>		
	<u>185</u>	<u>281,400</u>		
<u>定年前再任用</u>		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
<u>短時間勤務職</u>		円	円	円
<u>員</u>		<u>210,100</u>	<u>240,500</u>	<u>255,100</u>

備考

- (1) この表は、技能職員に適用する。
- (2) この表の3級の60号給から77号給までの号給は、大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号）別表第1イに規定する所属統括の職にある職員に限り適用する。